

合併特例債の発行期限の延長について

- 本日（4月18日）、国会で、合併特例債の発行期限を「5年間延長」する法律が議員立法により可決、成立しました。
- これにより本県の合併市町村でも合併特例債の発行期限（合併年度を除く）が「15年間」から「20年間」に延長（東日本大震災の被災地は「20年間」から「25年間」に延長）され、市町村建設計画（以下「計画」という。）に盛り込まれた事業の着実な履行が期待されます。
- なお、本延長については、本県及び県内団体において、平成28年熊本地震による被災の状況を踏まえ、国に対して要望を行っていたものです。また、全国的にも東日本大震災の被災市町村における人口動態の変化、全国的な建設需要の増大等により、合併市町村の計画に盛り込まれた事業の実施に支障が生じている状況にあることを背景に議論されていたものです。

【県内の合併市町村（旧合併特例法に基づくもの）】

市町村名	合併年月日	合併特例債発行期限（延長前）	市町村名	合併年月日	合併特例債発行期限（延長前）
八代市	H17.8.1	H32	合志市	H18.2.27	H32
玉名市	H17.10.3	H32	美里町	H16.11.1	H31
山鹿市	H17.1.15	H31	和水町	H18.3.1	H32
菊池市	H17.3.22	H31	南阿蘇村	H17.2.13	H31
上天草市	H16.3.31	H30	山都町	H17.2.11	H26
宇城市	H17.1.15	H31	氷川町	H17.10.1	H32
阿蘇市	H17.2.11	H31	芦北町	H17.1.1	H31
天草市	H18.3.27	H32	あさぎり町	H15.4.1	H30

※合併特例債の発行期限は、現時点におけるものであり、今回の法改正を踏まえて、各市町村で延長が検討されるものと見込まれます。

※山都町については、発行期限の延長（建設計画変更）を行っておらず、平成27年度以降は合併特例債を活用していません。

【発行期限延長に係る要望状況】

県においては、関係の合併市町村の状況を踏まえ、国に対して要望を行っており、県内の各団体からも発行期限延長に係る要望がなされていた。

- ・ H29.10 熊本県市長会要望（合併特例事業債に係る発行期限の延長について）
- ・ H29.11 熊本県町村会要望（合併町村に係る地方債の発行期限の延長について）

(参考) 合併特例債の概要等

(1) 合併特例債の概要

合併特例法（平成 17 年 3 月 31 日失効）に基づき平成 11 年度から平成 17 年度までに合併した市町村に発行が認められる地方債

①対象事業……市町村建設計画に盛り込まれた事業

（例）道路等の生活関連基盤整備、学校、ごみ処理施設等の生活関連施設整備などに充当

②財政措置……充当率 95%、交付税算入率 70%（実質措置率 66.5%）

③発行可能額…（ハード事業）180 億円を基本とし、合併後人口、増加人口、合併市町村数に応じて適宜補正して算出

（ソフト事業）一合併関係市町村当たり 3 億円を基本とし、合併後人口、増加人口、合併市町村数に応じた額を加算して算出

(2) 県内における活用事例

- ・ 消防無線デジタル化・高機能指令センター整備（H26～H27）【八代市】
- ・ 玉名市役所新庁舎建設（H18～H26）【玉名市】
- ・ 菊池市役所庁舎増築（H24～H30）【菊池市】
- ・ 西合志体育館改修（H29）【合志市】

(3) これまでの合併特例債の延長

合併特例債は、平成 17 年度までに合併した市町村について、合併が行われた年度及びこれに続く「10 年度」に限り、発行を可能とする有利な制度として創成された。

その後、東日本大震災の影響に鑑み、2 度の法改正を経て「15 年度」（東日本大震災の被災地は「20 年度」）に延長されている。

担当者 市町村課財政班 畑中
TEL : 096-383-1111 (内 3406)
096-333-2107 (直通)